

# 予防接種のご案内



予防接種を希望する人はかかりつけ医と相談し、必ず事前にご予約の上、接種を受けてください。詳細や実施医療機関は、市ホームページ又は個別に通知している案内をご確認ください。



健康保険課感染症対策係 ☎ 8243 (市役所6階)

## 带状疱疹ワクチンの定期接種が始まりました



令和7年4月から带状疱疹の予防接種が定期接種となりました。

### ▶ ワクチンの種類 (全2種)

- ・生ワクチン 皮膚に1回接種
- ・組換えワクチン

### ▶ 間隔を2か月以上空けて筋肉内に2回接種

(医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます)

### ▶ 対象者 (日田市に住民登録をしている人)

① 次の生年月日の人 (4月中旬に個別通知します)

- ・昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの人 (65歳)
- ・昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの人 (70歳)
- ・昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの人 (75歳)
- ・昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの人 (80歳)
- ・昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの人 (85歳)
- ・昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人 (90歳)
- ・昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの人 (95歳)
- ・大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの人 (100歳)
- ・大正14年4月1日以前に生まれた人 (100歳以上)

② 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人 (身体障害者障害程度等級表1級相当)

※該当する人は、医療機関又は健康保険課にお問い合わせください。

▶ 接種期間 令和8年3月31日(火)まで



これまでに带状疱疹ワクチンを接種したことがある人は対象外です (医師が必要と認めた場合は対象)

## 高齢者肺炎球菌予防接種



### ▶ 対象者 (日田市に住民登録をしている人)

① 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日を迎える前日までの人 (満65歳の人)

※誕生日の翌月に予診票を送付します。

② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人 (身体障害者障害程度等級表1級相当)

※該当する人は、医療機関又は健康保険課にお問い合わせください。

▶ 接種期間 65歳の誕生日を迎える前日から66歳の誕生日を迎える前日まで

▶ 自己負担額 2,450円

## 带状疱疹ワクチン・高齢者肺炎球菌予防接種

### 【共通事項】

### ▶ 持参するもの

- ① 個別通知に同封した予診票
  - ② 本人確認ができるもの (マイナンバーカード等)
  - ③ 身体障害者手帳等・各証明書など (該当者のみ)
- ※ 県外の医療機関で受ける場合は、事前に個別の手続きが必要です。健康保険課にお問い合わせください。

次の人は、接種時に下記のいずれか1つの証明書を医療機関に提示すると無料です。

※ 証明書の提示がない場合、無料にならないことがあります。

### ■ 生活保護を受けている人

- ・生活保護受給証明書 (福祉支援課で取得)
- ・診療依頼証

### ■ 市県民税非課税世帯の人

- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (令和7年7月31日まで有効)
- ・介護保険負担限度額認定証
- ・非課税証明書 (税務課、各振興局等で取得)

※ 当該年度の市県民税が確定するまでの期間は、前年度の課税状況となります。

## 子どもの予防接種



### 【乳幼児の予防接種】

出生や転入の届出があった翌月に、次の2つを郵送します。

### ■ 冊子「予防接種と子どもの健康」

冊子をよく読み、予防接種の必要性や副反応を正しく理解して接種しましょう。

### ■ 乳幼児期に受ける予防接種の予診票

予診票は、お子さんの健康状態を把握するための大切な書類です。保護者が責任を持って記入してください。

※ 医療機関にも備えています。

市では、お子さんの健康状態にあわせて予防接種を受けることができるように、個別接種を行っています。予防接種を受ける際は、各医療機関へ事前に電話で予約や確認を行い、お子さんの体調が良いときに受けましょう。※ 日田市に住民登録のある人が定期予防接種の対象者です。

### 予防接種を受けるときの注意点

- 接種回数や間隔の間違い等を防ぐため、必ず「母子健康手帳」の予防接種記録を医療機関で見せて受けてください。  
(定められた回数以上に予防接種を受けた場合は、接種料金は個人負担となります)
- 里帰り出産等で、県外の医療機関で予防接種を受ける場合は、個別の手続きが必要となります。接種を受ける前に、健康保険課にお問い合わせください。

## 成人の風しんワクチン予防接種の費用助成



成人の風しんワクチン予防接種に対し助成金を支給します。

### ▶ 対象者 次の要件を全て満たす人

- ① 接種日時時点で18歳以上50歳未満で、日田市に住民登録のある人
- ② 予防接種の前に「風しん抗体検査」を受けた人
- ③ 令和7年4月1日～令和8年3月31日に接種した人

### ▶ 助成回数 1人につき1回のみ

(これまでに助成を受けたことがある人は、対象外です)

### ▶ 助成額

- ・麻しん風しん混合ワクチン 上限5,000円
- ・風しん単独ワクチン 上限3,000円

### ▶ 助成金の申請・請求方法

- 次の書類を健康保険課の窓口へ提出してください。
- ・成人の風しんワクチン予防接種助成金申請兼請求書
- ・風しん抗体検査結果書等の写し
- ・予防接種に係る領収書の写し

▶ 申請期間 令和8年3月31日(火)

## HPV (子宮頸がん予防) ワクチンの接種機会を逃していませんか



キャッチアップ接種期間 (令和4年4月1日～令和7年3月31日) 中に接種を開始し、まだ接種を完了していない人は、残りの回数も無料で接種できるようになりました。詳細は、市ホームページをご確認ください。

▶ 対象者 (日田市に住民登録をしている人) 平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性のうち、キャッチアップ期間中に1回以上接種を受けている人で、まだ全3回の接種を完了していない人

▶ 接種期間 令和8年3月31日(火)まで

## 予防接種健康被害救済制度について



ワクチン接種では、副反応による健康被害 (病気になったり、障がいが残ったりすること) が起こることがあります。極めて稀ではあるものの避けられないことから、救済制度が設けられています。

ワクチンを接種したあとに起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

予防接種救済制度では、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、市から医療費や障害年金等の給付を行います (厚生労働大臣の認定は、第三者で構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係に係る審査が行われます)。

申請に必要な手続等については、健康保険課にお問い合わせください。